平成２２年（再ロ）第２号

兵庫県丹波市春日町黒井580番地４
再生債務者　岸部　伸也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月３日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２２年（再ロ）第２０号

京都市左京区岩倉長谷町167番地コーポはせ205号
再生債務者　桜間　泰史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１２号

神戸市兵庫区新開地４丁目３番７―1103号
再生債務者　國見　昌代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月２日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年二月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月十三日
掲載頁　九十五頁（号外第八十号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月八日
掲載頁　九十二頁（号外第七十六号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二日
掲載頁　九十四頁（号外第七十二号）
平成二十二年十二月十三日
仙台市泉区明通三丁目一五番地二
（甲）積和建設中東北株式会社
代表取締役　根本　正博
福島県郡山市喜久田町卸一丁目一〇〇番地一
（乙）積和建設南東北株式会社
代表取締役　佐久間　隆
岩手県盛岡市津志田中央二丁目七番一八号
（丙）積和建設北東北株式会社
代表取締役　山田　孝一

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十一月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年三月二十二日までにお申し出下さい。
平成二十二年十二月十三日
千葉市中央区富士見一丁目一一番七号
（甲）社団法人千葉県観光協会
会長　安田　敬一
千葉市中央区富士見一丁目一一番七号
（乙）社団法人千葉県物産協会
会長　髙橋　弘之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年二月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月一日
掲載頁　一七一頁（号外第七十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月一日
掲載頁　一七一頁（号外第七十一号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月二十九日
掲載頁　一二〇頁（号外第六十五号）
平成二十二年十二月十三日
京都府宇治市槇島町一町田四一番地一
（甲）積和建設京都株式会社
代表取締役　大槻　勝久
滋賀県栗東市綣一丁目五番三号
（乙）積和建設滋賀株式会社
代表取締役　福島公一郎
奈良県橿原市上品寺町稲ケ坪三四〇番一
（丙）積和建設奈良株式会社
代表取締役　木藤　隆司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月十日に終了しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.npacks.co.jp
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月三十日
掲載頁　一九〇頁（号外第二五〇号）
平成二十二年十二月十三日
大阪市天王寺区空堀町二番八号
（甲）中本パックス株式会社
代表取締役　中本　髙志
大阪市北区中崎二丁目三番一八号
（乙）株式会社中本
代表取締役　中本　髙志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.seiryu-market.jp/download/H20Tenma-Seiryu.html
（乙）http://www.seiryu-market.jp/download/Seiryu-Kanko.html
平成二十二年十二月十三日
大阪市中央区南船場三丁目一一番一八号六階
（甲）株式会社天満正龍
代表取締役　王　厚龍
大阪市中央区南船場三丁目一一番一八号六階
（乙）株式会社正龍観光
代表取締役　王　厚龍

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年二月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年一月十八日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年九月十五日
掲載頁　一二七頁（号外第一九六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年九月十五日
掲載頁　一二五頁（号外第一九六号）
平成二十二年十二月十三日
兵庫県尼崎市常光寺一丁目九番一号
（甲）大阪富士工業株式会社
代表取締役　大島　時彦
兵庫県尼崎市常光寺一丁目九番一号
（乙）株式会社ソフィック
代表取締役　大西　洋二

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十一月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十三年二月二十八日までにお申し出下さい。
平成二十二年十二月十三日
広島県広島市中区加古町四番一七号
（甲）財団法人広島市文化財団
理事長　生田　文雄
広島県広島市中区袋町六番三六号
（乙）財団法人広島市ひと・まちネットワーク
理事長　三宅　吉彦
広島県広島市西区商工センター三丁目一番一号
（丙）財団法人広島勤労者職業福祉センター
理事長　山本　直行